

首都圏女性向けプロモーション業務委託仕様書

1 目的

首都圏の20～30代女性をターゲットとしたプロモーションを実施する。実施に際しては、ターゲットの宮崎観光に対するニーズ調査を行い、集中的にPRする。

なお、プロモーションに使用するデザインを基に観光ポスターやパンフレットデザインを作成し、県内観光地の魅力を広く訴求できるツールとして事業終了後も活用することで、一貫したイメージで継続したPRができるようにする。

2 委託事業名

首都圏女性向けプロモーション業務

3 委託業務の範囲

(1) ターゲットのニーズ調査

- ・本事業のターゲットである首都圏の20～30代女性のニーズを調査する。
- ・標本誤差に留意し、適切なサンプル数を設定すること（サンプル数350以上が望ましい）。

(2) プロモーション

- ・3-（1）結果に基づき、雑誌・WEB等でのプロモーションを委託費用の範囲内で実施する。

(3) 観光ポスター・パンフレット作成

- ・作成業務には、企画立案、撮影、取材、デザイン、編集、校正、印刷、製本、納品、発送、工程管理、電子データ作成等、当該業務において必要となる全ての業務を含む。校正は、最低2回以上とする。
- ・内容、取材先については、3-（1）結果を参考に、県と事前に協議の上、決定することとする。なお、パンフレットについては、主要観光地（高千穂エリア、青島エリア、日南エリア）及び9つの拠点施設（祝子川温泉美人の湯、比叡山・千畳敷展望所、石垣茶屋、天岩戸神社、五ヶ瀬ワイナリー、もろっこはうす、民宿まろうど、酒泉の杜、すきむらんど）の紹介、アクセス情報、モデルコースの掲載は必須とする。
- ・季節等により写真撮影が不可（花の開花時期等）であり、宮崎県観光推進課が認めた場合には、宮崎県、受託者及び第三者が所有する3年以内の素材でも可能とする。なお、著作権処理を必ず行うこと。
- ・サイズ及び作成部数は以下のとおりとする。

ポスター：B1、1,000枚

（日本語800枚、多言語（英語、韓国語、簡体字、繁体字）200枚）

パンフレット：A5、20,000部、20ページ以内

（日本語10,000部、英語10,000部）

4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得た

ものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
 - ② 会議等での食糧費
 - ③ 団体等へ加入するための負担金
 - ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品の提出

本仕様書により作成された成果品は、完成次第速やかに県へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

(1) 印刷物

指定の部数を納品すること。なお、納品場所は以下のとおりとする。

- ・宮崎県商工観光労働部観光推進課
- ・指定の発送場所（別添配布先案を参照）

(2) 電子データ

以下について、CD-RまたはDVD-Rにより納品すること。なお、納品場所は宮崎県商工観光労働部観光推進課とする。

① 観光ポスター・パンフレットデータ（イラストレーター形式）

広報等のために、必要な範囲内で県が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

② 観光パンフレットデータ（JPEG形式及びPDF形式）

新宿みやざき館 KONNE デジタルサイネージでの利用や県観光情報サイト「旬ナビ」等のWEBページへの掲載に使用する。

③ その他本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ（JPEG形式若しくはPDF形式）

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

配布先（案）

配布先	配布部数				備考
	ポスター		パンフレット		
	日本語	外国語	日本語	英語	
宮崎県内市町村	26	0	260	260	26市町村
県内観光協会	126	126	2,700	2,700	26市町村 + 県観光協会
観光案内所	10	10	2,000	2,000	県内10カ所
道の駅	16	16	1,600	1,600	県内16カ所
県内関係機関・企業	40	0	400	400	県内40カ所
県外関係機関・企業	10	0	100	100	東京、大阪、福岡10カ所程度
県外事務所	61	31	800	800	3事務所 + 物産館
観光推進課納品	511	17	2,140	2,140	
合計	800	200	10,000	10,000	

※県が作成する送付文書を同封して送付する。